

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

知的財産基本法の施行状況に対する意見

2006年1月6日

民間研究団体 知的財産国家戦略フォーラム
(代表 成蹊大学教授 安念 潤司)

民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。

記

<総論1> 2002年から始まった知財改革を高く評価する。

2002年2月の小泉首相の施政方針演説から始まった「知財立国」への取り組みを、高く評価する。知的財産高等裁判所を創設したほか、多くの大学が知財本部を設置し、また模倣品・海賊版対策を強化した。特許審査官の大幅増員を実現、コンテンツ振興策の推進を図り、合計21本の知財関連法案を成立させた。

これは知的財産基本法が制定された結果であり、各年度に設定された知的財産推進計画の実行への各府省と関係者の努力の成果である。

<総論2> 日本の構造改革を牽引するため、知財改革の領域をさらに拡大し、スピードを上げるべきである。

しかし未だ、日本では発明者やクリエイターが十分評価されているとは言えない。小型ファンモーターを開発したベンチャー企業のシコー技研空冷ファンを世界で最初に採用したのはアメリカのインテルであった。広島県熊野の白鳳堂の化粧筆を認めたのはカナダのM・A・C（メイクアップアートコスメティック社）だった。日本の大企業は海外企業が認めなければ、日本の中小企業の技術を採用しない傾向が強い。

コンテンツビジネスについても、iPod-iTunesの音楽配信サービスが世界で19番目と遅かった。日本の著作権ビジネスは世界トップクラスであるとはいえない。これは、知的財産推進計画のさらなる実施が必要であることを意味する。

また、料理やファッションは知的財産の範疇ではないという一部の遅れた狭い認識が、知財改革に足かせとなったことも指摘しなければならない。政府は、幅広い視点で知財政策を俯瞰し、改革のスピードを早めるべきである。

米国の特許法改正、中国や韓国の国家的な知財政策をみると、各国は知財改

革が国の構造改革を牽引している。世界の知財政策は、毎年、大きく変化している。政府も、知識社会への以降にあった社会経済構造に改革するため、知財改革の領域を従来の範囲より拡大することが必要である。

<総論3> 官と民の役割分担の検討が必要である。民間が参入している分野まで官が施策を実施することは、税金の無駄遣いである。

官民の役割分担の整理が喫緊の課題となっている。小さな政府を実現するには、郵便局と同様、官は民間が担うことができる役割を行うべきではない。

情報検索サービスや人材育成などに民間企業や大学が次々に参入している。これらの産業や教育現場を活性化するという視座に立って、官の役割を担うサービスに限定するべきである。さらに税金で作成されたデータなどの成果物は、国民が無料又は安価に利用できるようにするべきである。

<各論1>

知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。

計画された全ての施策は、知的財産基本法の趣旨及び規定どおりと考えられるが、実施については不十分なものや大幅に遅延しているものがある。

特に、「世界特許システムの構築」「模倣品・海賊版対策の強化」「知的財産の戦略的な活用」「国際標準化活動への支援」などについては、施策、取り組みを強化して、早期に実施・実現をしてもらいたい。

また、下記の施策はさらに改善する必要がある。

「特許審査を迅速化」、「出願・審査請求構造改革」は、極めて遅れている。経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」による抜本的な改善策が必要である。

「出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査」は、巡回審査などを指すものと考えられる。巡回審査は、巡回審判と異なり、最初に訪問地を特許庁が設定するものであるから、必ずしも出願人のニーズに答えたものとは言えないのではないか。出願人と審査官の負担と税金の無駄遣いではないか。

「ニーズに応じた審査時期を担保する」については、遅れた審査を助長している審査請求制度は廃止するべきである。

「医療関連行為の特許保護の在り方」は、医療方法を一部認めただけであり、不十分である。日本の医療は、外国よりも遅れているとの指摘が強い。遺伝子治療、再生医療など、技術の進展を促進する知財制度とし、先端医療が活性化することが必要である。

「中小・ベンチャー企業の知財保護対策」は、依然として不十分なままに放置されている。現行の日本の知財は、企業の資本力に依存したものになっており、資本力の小さなベンチャー企業などから優れた発明特許が生まれても、大企業の不当な妨害にあって日の目を見ないケースがある。具体的な保護対策が必要である。

(2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。

全ての施策は、知的財産立国に資するものと考えられる。ただし、実施の確認が困難な施策も多いので、各計画の各施策について国民が一覧で確認できるように作成し、担当府省が進捗状況を書き込んだ実施状況を公開してもらいたい。国民に対して、時々刻々と施策が遂行される状況を報告するのは政府の責務である。

(3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

「知的財産推進計画2006」について、次の事項を提案する。

・知的財産の創造

1. 大学における知財に関する評価基準について多様性を認める

特許出願件数だけを評価基準としてランキングするのではなく、外国出願割合や特許取得割合、取得権利の実施状況なども勘案して、大学の知財戦略を評価すべきである。

特に、ライセンス額やライセンス件数だけではなく、標準技術への採用や科学技術の広報機能などの広い評価基準を認めるべきである。

2. 知財本部とTLOへの支援を一本化する

知財本部とTLOに国が別々に支援策を打ち出していることは問題である。各大学の産学連携施策に対して、文部科学省と経済産業省が一本化した支援策を打ち出すべきである。

3. 職業選択の自由と営業秘密の保護のバランスを取った制度を作る

人材流動を活発かつ円滑にするため、転職時における営業秘密に関する取り決めを研究することが必要である。営業秘密などの技術事項の重要性が認識され始めた結果、大学と企業間や企業と企業間で、転職がしにくくなったと言う声がある。優秀な人材を引き止めるために、営業秘密の存在を盾に転職を阻むケースも出ている。職業選択の自由を守るために、就職時や転職時における営

業秘密契約に関するマニュアルなどの整備が必要である。

4．権利帰属問題の議論を更に深化させる

国立大学法人の特許は大学帰属と決まったが、国の研究費で作成された論文は法人著作とはならない。研究者のインセンティブを考えながら、今後も継続して知的財産権の権利帰属の問題を議論するべきである。

．知的財産の保護

5．未処理滞貨を一掃する

特許庁の滞貨対策はいろいろな施策が実施されてきたが、審査官の多大な努力に反して成果が上がらなかった。この理由として、工業所有権協力センター（IPCC）や調査官の活用方法の問題も大きいと考えられる。審査業務以外の不要な業務を排除し、効率の良い業務体制を構築するべきである。

6．IPCC（工業所有権協力センター）調査官の活用方法を外部の視点で検討する

工業所有権協力センターのサーチャーを含めると特許審査に関する人員はこの数年で2倍となっている。また、審査長などの管理職が着任している調査官も含めると審査・審判担当者の数は激増している。しかしながら、審査件数は伸びていない。内部の目では問題の所在が明確にならない以上、特許庁外の有識者に審査の実態を検討させるべきである。

7．巡回審査、関連連携審査など、優先順位の低い業務を停止する

民間企業から評判の高くない巡回審査などを停止すべきである。その際、実施庁基準の見直しも行うべきである。また、関連連携審査も中小企業を対象に行うはずが、大企業も対象に実施されている。税金の無駄遣いではないか。

余計な事務処理を発生させない審査方針が必要である。

8．特許審査請求制度を廃止する

審査請求制度は、潜在的な滞貨を生み出す制度であるから、出願・審査請求構造改革を遅れさせる原因である。審査請求制度を廃止すると審査待ち期間がさらに延びるという懸念もあるが、早い審査を望むものは早期審査を行えば同じことである。権利取得しないものは出願公開させないことが重要である。技術流出の防止にも寄与するものだ。

9．医療方法特許を認める

審査基準の改正により部分的に認めた医療方法特許を、国民の健康・福祉の向上の観点から再度検討する。

10．次世代の知財法の検討を開始する

米国が特許法改正の議論を行っており、本年中に改正される予定である。日本政府も、審査請求制度の廃止や無効審判制度の廃止・異議申立制度の再構築など、国際競争力のある知財制度に進化させる必要がある。ユーザー主体に立った次世代の知財制度の検討を開始するべきである。

11．府省間の連携政策が必要である

中小企業庁は、来年度の新規政策として、中小企業や商工会を対象に、特許庁関係者や弁護士・弁理士を派遣するという。特許庁では、9つの経済産業局ごとに独自の知財推進計画を策定し、地域の中小企業への知財普及を行うと言う。こうした施策は他府省と重複するものを排除し、効果的な連携策を検討するべきである。

．知的財産の活用

12．知財を企業、大学、地方公共団体の経営の柱に据える

企業のみならず、大学や地方公共団体においても、知財を経営はもとより、広報や社会貢献の戦略の柱とする。

13．I Rの一環として、大企業は中小企業やベンチャー企業との知財契約の件数などを率先して公開することを奨励する

日本の大企業と中小企業の公正な契約を推進するため、大企業は中小企業との契約件数などをI Rの一環として公開する。環境に優しい企業、女性を活用する社会に優しい企業と同様、中小企業にも優しい企業はこれからの社会において高く評価されるものとなるだろう。日本の誇る中小企業の活性化にもつながる。

14．発明者やクリエイターと対等に契約する知財重視宣言企業を応援する

契約において弱い立場である発明者やクリエイターと対等に契約することを確約し、実行する企業は、多くの国民に告知されるようにする。具体的には、企業名の公的機関誌などでの公表や知財重視企業に対する税制優遇措置、金利補填などである。

15．知財を侵害した場合の刑事罰を強化する

知的財産権の保護強化のために、懲役刑と罰金刑を併せて科すことができるように改める。罰金の上限は侵害を抑止するのに十分なレベルとするべきである。

16．知財を育成する税制に変える

知的財産を取得すると減税されるなど、知財取得にインセンティブを持たせる税制を導入する。

17．中小企業に対して、デザインやブランドのアドバイザー費用を支援する

中小企業の資金では手が回りにくい、デザインやブランドに対する費用を政府が支援して、ものづくりのレベルまで引き上げる。

18．無効審判制度は裁判所に移管し、異議申立制度を復活する

国際調和の観点からも、無効審判制度を裁判所に移管し、EPOに存在し、米国が検討しているように、異議申立制度を設置する。

19．裁判期間の上限を一年とする

知財事件は経済事件であるから、裁判期間の上限を設定し、関係者が協力する体制とする。裁判期間は以前よりは迅速になっているが、まだビジネスを阻害する期間になっていることが多い。特に、当事者の一方が中小企業や個人である場合、裁判時間の短縮が必要である。

20．裁判所は開廷日をステークホルダーに知らせる

現在、最高裁では判決を公開しているが、裁判の傍聴に資するように判決言い渡し日を知らせることが必要である。また、個人投資家が増えている現状を踏まえると、裁判の開廷日を広く公表することも必要である。

21．日米租税条約における書類提出を見直されたい

現在、日米租税条約の適用を受けようとする、金銭の授受の前に、全書類を事前に税務署に提出する必要がある。後日でも、補完できるように法律を改定すべきだ。

22．知財入札制度の構築

国などが有している知的財産権を広く周知し、希望する者に利用してもらうために、インターネット上で知的財産権に関する入札制度を設置するなど国有財産の活用を図る。

．コンテンツをいかした文化創造国家への取組

23．文化を視野に入れた政策

知的財産による保護と文化の振興の調和を目指した政策を行う。例えば、国宝については所属を問わず、無料で商標登録を行うことによって国宝のイメージを守り、国宝の粗悪模造品の製作阻止の手段などに利用する。

24．地域ブランドの保護を国際的に強化する

中国広州市の企業が「青森」を商標登録した事件で問題となったように、外国における地名に関する商標登録はこれから問題が多発するものと考えられる。地域ブランド商標と原産地表示の仕切りが必要ではないか。

中国、韓国はもとより、多くの国とお互いに両国の地名が有効に保護される条約などの締結が必要である。

．人材の育成と国民意識の向上

25．知財人材の育成を支援する

新しい国家を支える人材が知財人材である。未就職者に対しては、大学や大学院における教育が、既就職者に対しては夜間も開講している大学院における教育が重要である。政府は、知財分野に参入しようとする人材に対して、奨学金制度や教育ローンなどの経済的な支援を強化するべきである。

26．民間の教育機関にも公平に支援する

公平な教育機会を与えより多くの知財人材を育成するため、政府は育成している知財人材の人数に応じて教育機関に税金を分配する。

27．企業が知財教育に積極的になる政策を行う

企業における知財人材の活用の奨励、教育訓練給付制度の対象や失業時における教育訓練に指定、知財人材に応じた減免措置など、知財人材に転換する積極的な政策を実施する。

28．年齢に応じた知財教育の検討と実験的实施

幼稚園や小学生に、創造を楽しみ大切にする教育を行うなど、知財教育のス

トップを抜本的に研究し、実験的な実施を試みる。

29. 「知的財産週間」を設定する

知的財産基本法の目的や理念を国民に周知するために、「知的財産週間」を制定すべきである。

30. 世界知財憲章を制定する

模倣品条約に続いて、「世界知財憲章」を日本からの発議で制定する努力を開始すべきである。

. その他

31. 知財推進計画の達成状況を報告する

知的財産基本法第二十三条により、知的財産戦略本部は、適時に、目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表することとなっている。取りまとめにはどうしてもタイムラグが生じるものと理解できる。

そこで、知財推進計画では施策を担当する府省が決められているのであるから、各府省がインターネットを通じて積極的に国民に実施報告をアピールすべきである。